

様式第4号(第7条関係)

伊 環 第 311 号
令和 8 年 5 月 15 日

一般廃棄物処理業許可証

有限会社隼人環境総合
取締役 金 沢 公 人 様

伊佐市長 橋 本 欣 也



令和 8 年 5 月 15 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、伊佐市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	伊佐市一般廃棄物処理業許可 第40号
事務所及び事業所の所在地	〒899-5102 鹿児島県霧島市隼人町真孝2460番地 7
氏 名 (名称及び代表者)	有限会社 隼人環境総合 取締役 金沢 公人
廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物
業 務 の 種 類	収集運搬
区 域	伊佐市内
許 可 期 間	令和 8 年 7 月 1 日～令和10年 6 月 30 日
条件 1 許可証の交付を受けてから1箇月以内に運搬車に事業所名及び許可番号を付した写真(横、後)を提出すること。 2 許可証は、譲渡し、又は貸与しないこと。 3 伊佐市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例及び関係法令を遵守すること。 4 その他市長が指示する事項を遵守すること。	